

令和 6 年 9 月
水 産 庁

ダブリューシーピーエフシー
「WCPFC（中西部太平洋まぐろ類委員会）北小委員会・
アイエーティーティーシー
IATTC（全米熱帯まぐろ類委員会）の合同作業部会」
及び「WCPFC北小委員会」の結果について

1 日時・場所

（１）日程

7月10～14日 WCPFC 北小委員会・IATTC 合同作業部会

7月15～16日 WCPFC 北小委員会

（２）場所

釧路市

2 出席国・地域・国際機関

日本、米国、カナダ、韓国、台湾、NZ、フィジー、バヌアツ、ミクロネシア、マーシャル諸島、ツバル、豪州、メキシコ※

1、EU※1、フィリピン※2、中国※2

（他、関係する国際機関、NGO等が出席。）

※1 WCPFC 北小委員会・IATTC 合同作業部会のみ出席

※2 WCPFC 北小委員会のみ出席

3 我が国出席者

福田水産庁資源管理部審議官(我が国代表)、宮原農林水産省顧問(合同作業部会共同議長)、太田農林水産省顧問(漁獲証明制度技術会合議長)ほか、水産庁、外務省、経産省、国立研究開発法人 水産研究・教育機構及び業界関係者。

4 結果概要

(1) 太平洋クロマグロの保存管理措置

小型魚 10%、大型魚 50%の増枠を基本とする措置に合意。

【WCPFC（中西部太平洋）】

WCPFC 北小委員会・IATTC 合同作業部会での議論を経て、WCPFC 北小委員会が、2025 年以降の措置として、以下の増枠等を勧告（措置は2026 年に見直すことを明記）。

① 漁獲上限

小型魚

日本：4,007 トン ⇒ 4,407 トン （10%、400 トン増枠）

韓国： 718 トン ⇒ 718 トン （増枠なし）

（計：4,725 トン ⇒ 5,125 トン （400 トン増枠））

〔 ※1 0 歳魚（2kg 未満）の漁獲が増えないよう努める。 〕

大型魚

日本：5,614 トン ⇒ 8,421 トン （50%、2,807 トン増枠）

韓国： 30 トン ⇒ 501 トン （※2 471 トン増枠）

台湾：1,965 トン ⇒ 2,947 トン （50%、 982 トン増枠）

（計：7,609 トン ⇒ 11,869 トン （4,260 トン増枠））

〔 ※2 韓国については、現行の漁獲枠が僅少であるため、
300 トンの追加と小型魚増枠分の振替による増枠を実施。 〕

〔 ※3 上記のほか、NZ、豪州は、それぞれ 200 トン、40 トンまで漁獲可能。 〕

② 当初の漁獲枠の 17%を上限に、未使用漁獲枠を繰越すことができる規定を一般ルール化（年限なく適用）に合意。

- ③ 小型魚から大型魚への振替に当たっての特例措置（小型魚の漁獲上限を1.47倍して大型魚に振替可）について、適用上限（韓国40%、日本等30%）を撤廃し、一般ルール化（年限なく適用）に合意。

【IATTC（東部太平洋）】

WCPFC 北小委員会・IATTC 合同作業部会において、2025 年及び 2026 年に適用される措置として、IATTC が以下の増枠等を検討することに合意。

（従来どおり、2 年分のブロッククォータ）

米国 : 1,017 トン ⇒ 1,822 トン (50%+300 トン増枠)

メキシコ : 6,973 トン ⇒ 10,763 トン (50%+300 トン増枠)

（計 : 7,990 トン ⇒ 12,585 トン (4,595 トン増枠)）

（2）太平洋クロマグロの管理状況の報告

我が方より、太平洋クロマグロの国内管理状況について報告し、青森県で生じた未報告事案を踏まえ、漁業法及び水産物流通適正化法の改正、漁獲監理官の新設等の管理強化策を講じた旨報告。

（3）監視取締措置

各国が実施している監視取締措置に関する報告義務を設け、2025 年以降、合同作業部会で統一的な監視取締措置を検討していく手続きを定めた保存管理措置に合意。

5 今後のスケジュール

9月 2日～6日（済） IATTC「年次会合」（パナマ）

11月28日～12月3日 WCPFC「年次会合」（フィジー）